

小売業者に引取義務が課せられていない家電（義務外品）の 市区町村における回収体制構築状況等について

1. 背景

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電機・電子機器WG 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合、平成20年2月）では、「買換えの場合及び自ら過去に販売した家電については小売業者に引取義務が課せられているが、小売業者にこうした引取義務が課せられていない排出家電（義務外品）の回収構築が構築されていない場合は、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、小売業者や廃棄物収集運搬許可業者ら地域の関係者と一体となり、地域の実情に応じた回収体制を早急に構築する必要がある。また、義務外品の回収システムの周知が十分でない市町村は、小売業者等地域の関係者の協力も得ながら、住民に義務外品の排出方法を継続的に周知徹底することが必要である」とされている。

これを受け、平成21年度に小売業者に引取義務が課せられていない家電四品目（義務外品）の市区町村における回収体制の構築状況について調査を行ったところ、43%の市区町村が「義務外品の回収体制を構築していない」と回答した。しかしながら、実態として義務外品を回収するための何らかの措置を講じているものの、特段の条例・規則等を設けていないことから、「回収体制を構築していない」と回答した自治体も多いと推測された。

これを踏まえ、条例・規則等の有無にかかわらず、行政自らによる回収、又は小売業者・収集運搬業者等による回収に対する行政の要請・支援等、何らかの措置が行われている自治体を把握するため、「義務外品の回収体制を構築していない」と回答した市区町村に対し昨年度に追加調査を行った。

また、義務外品の市区町村における回収体制の構築状況（平成22年4月時点の状況）について、調査方法を精査した上で、今年度も引き続き、全自治体（1,750自治体）に対して調査を実施した。

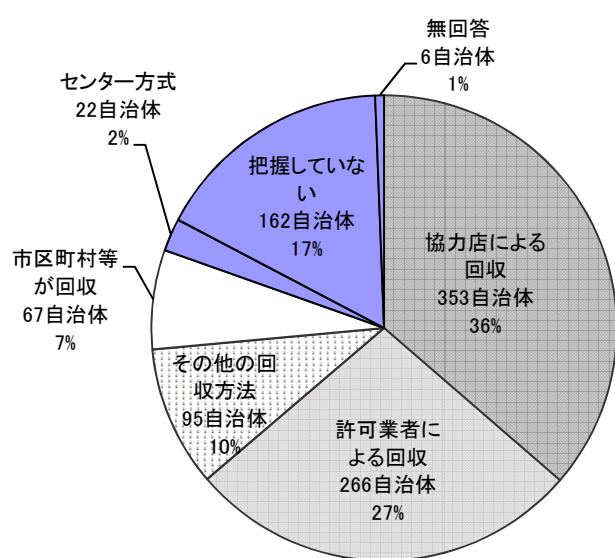
2. 自治体の状況

（1）平成21年度追加調査の結果

平成21年4月現在、義務外品の回収体制を構築していないと回答した763の自治体のうち、「回収体制を自ら構築していないが把握している」と回答したのは83%の自治体であった（図1）。そのうち、行政による要請・支援等、回収体制に対する何らかの関与については、93%の自治体で実施していた（図2）。

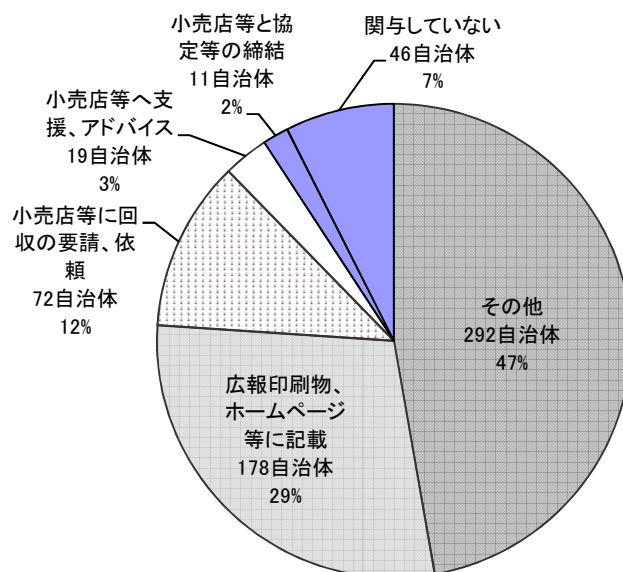
さらに、義務外品の回収体制を把握していない162の自治体に、今後の措置

について尋ねたところ、何らかの回収方法について検討している自治体が 55%で、回収体制を構築する予定が無いとする自治体が 45%であった（図 3）。



（図 1）回収方法の把握状態について

※複数の回収方法を把握している自治体あり



（図 2）処理方法の関与状況について

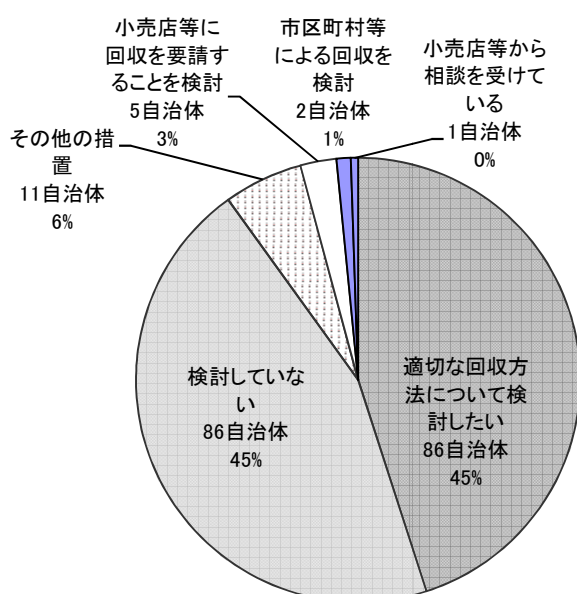
※複数の関与を行っている自治体あり

（図 1 の注釈）

- ・協力店による回収：義務外品の引取りに協力する地域の小売店を協力店として指定し、協力店が排出者からの申込みを受け付けて収集する方式
- ・許可業者による回収：義務外品の引取りに協力する地域の収集運搬許可業者が、排出者からの申込みを受け付けて収集する方式
- ・その他の回収方法：その他の回収方法が存在すると回答した自治体で最も多かった回収方法は、排出者が指定引取場所へ直接搬入する、であった。
- ・センター方式：業界団体等が設置した受付窓口（センター）で排出者からの申込みを受け付けて、センターから連絡を受けた小売店又は許可業者が収集する方式

（図 2 の注釈）

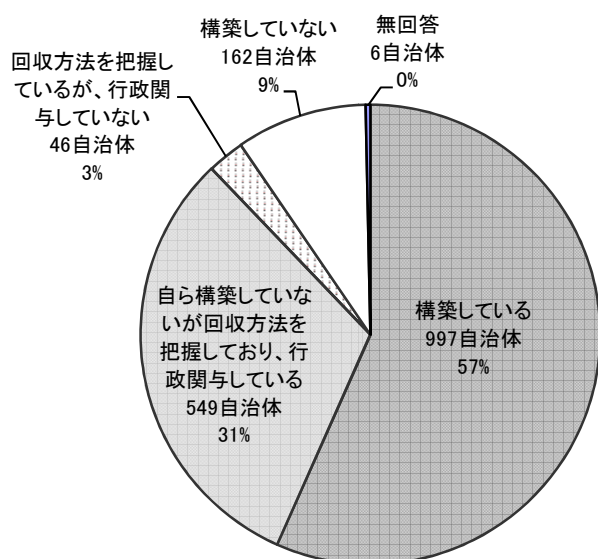
- ・その他の関与としては、排出者から問い合わせがあった場合に回収を行う小売店・収集運搬許可業者等を紹介する、との旨の回答が大半を占めていた。



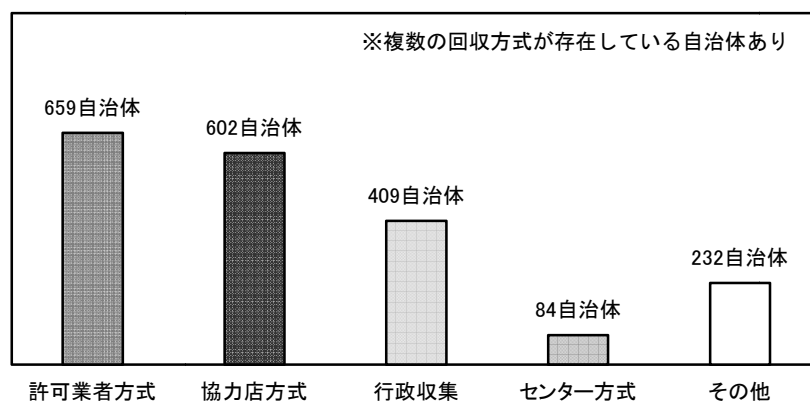
（図 3）今後、義務外品の回収体制を構築する予定

以上より、当初「義務外品の回収体制を構築していない」と回答した43%の市区町村について、追加調査においては83%（全自治体の34%）が「義務外品の回収体制を自ら構築していないが把握している」と回答し、そのうち93%（全自治体の31%）の自治体が要請・支援等、何らかの措置を行っていた。

自ら回収体制を構築していないが、小売業者・収集運搬業者等による回収に対する行政の要請・支援等、何らかの措置を行っている市区町村を、「義務外品の回収体制を構築している」とした場合、全自治体のうち88%の市区町村が義務外品の回収体制を構築していることとなる（図4、5）。さらに、「義務外品の回収体制を構築している」あるいは「義務外品の回収体制を自ら構築していないが把握している」ことをもって「義務外品の回収体制が存在する」とすれば、義務外品の回収体制が存在する市区町村の割合は91%となる。



（図4）追加調査を踏まえた義務外品の回収方法の状況

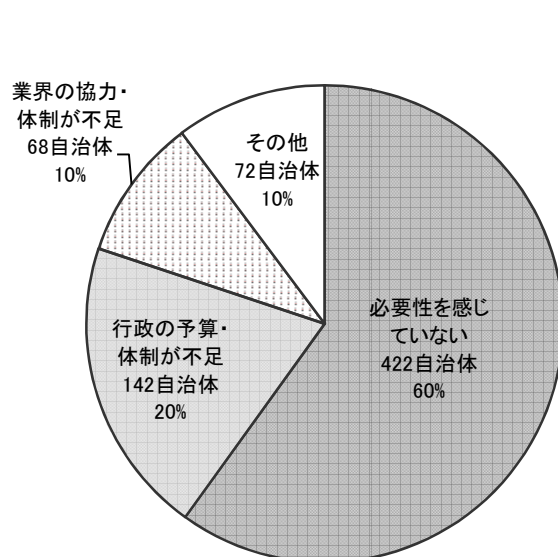


（図5）追加調査を踏まえた義務外品の回収体制を構築している市区町村の回収方式

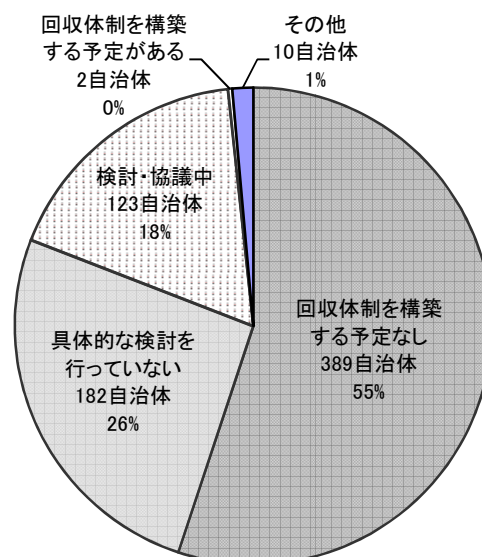
（２）平成 22 年度調査の結果

市区町村に対して、平成 22 年 4 月現在の義務外品の回収体制について、1) 構築している、2) 自ら構築していないが把握している、3) 構築していない、の 3 つの選択肢で調査を行ったところ、それぞれ 40%、20%、40%との回答結果であった。したがって、義務外品回収体制が存在する自治体は 60%の自治体となり、居住人口ベースで見ると 80%を占める。

義務外品の回収体制を構築していない自治体に、その理由を尋ねたところ、必要性を感じていない自治体が 60%で最も多かった（図 6）。今後の義務外品の回収体制構築の予定について尋ねたところ、回収体制を構築する予定が無いとする自治体が 55%であった（図 7）。



（図 6）義務外品の回収体制を構築していない理由



（図 7）今後、義務外品の回収体制を構築する予定

3. 今後の方針

義務外品回収体制が存在する自治体は、平成 21 年度調査（追加調査結果も含む）によると 91%、今年度調査によると 60%となり、結果に乖離が見られる。

今後は、調査方法を更に精査することにより実態の把握に努めるとともに、自治体による義務外品回収体制の構築が徹底されるよう、関係者間で共通認識を持つ必要がある。